

庄内広域水道企業団建設工事検査基準

令和 8 年 3 月 16 日
企業管理規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、庄内広域水道企業団建設工事等検査規程（令和 8 年庄内広域水道企業団企業管理規程第 9 号）第 3 条の規定により行う建設工事の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の内容)

第 2 条 検査は、建設工事の出来形を対象とし、設計図書、仕様書等に基づき、建設工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判定を行うものとする。

(建設工事实施状況の検査)

第 3 条 建設工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録も含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書とを対比し、行うものとする。

(出来形の検査)

第 4 条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は庄内広域水道企業団建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 3 3 条の第 2 項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第 5 条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第 3 3 条第 2 項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第 6 条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、擦り付け等の程度及び全体的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況、関連工事との調整（注）
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

（注）関連工事とは密接に関係する別契約の工事をいう。

別表第2 出来形寸法検査基準

工種		検査内容	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工100m以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 100mにつき1箇所以上（ただし100m以下の場合は2箇所以上）
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 1基または1目地間あたり1箇所以上
	石・ブロック積（張）工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは1kmにつき1箇所以上（ただし、1km以下は2箇所以上）
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合） 1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは施工面積3,000㎡につき1箇所以上コアーによる検査（ただし、施工面積3,000㎡以下は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	コンクリート擁壁 水路工 側溝工		基準高、延長、幅、厚さ、高さ 100mにつき1箇所以上（ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
			天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（3次元モデルによる場合） 1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構 造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種 構造物ごと2箇所以上
	水門		
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所 以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は2箇所以上）
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、 堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高 さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇 所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上 部工	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇 所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上

工種		検査内容	検査密度
道路	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
	落橋防止装置工 （既設構造物に設置する場合）	アンカーボルト定着長	超音波探傷器による検査、請負者の施工管理資料の書面検査、監督職員が実施した確認状況の点検を組み合わせで全数実施
公園 緑地	植栽工	樹高、幹周、枝張（葉張）	適宜決定する。
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅厚さ、高さ、深さ、法長長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。
用 排 水 路	開水路	基準高、幅、厚さ、高さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	サイホン		
	暗渠	中心線のズレ、スパン長、延長	適宜決定する。
	水路トンネル	支保工間隔・幅、覆工厚さ、中心線のズレ、延長	適宜決定する。
		基準高、幅、高さ	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
管水路（RC管、PC管、 铸铁管、強化プラスチック複合管、 硬質塩ビ管、鋼管等）	基準高、埋設深	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	中心線のズレ、ジョイント間隔、ゴム輪位置、延長	適宜決定する。	
ほ 場 整 備	表土扱い	厚さ	1圃区当たり1耕区以上
	基盤・田面整地	基準高（指定したとき）、均平度	1圃区当たり1耕区以上
	畦畔	幅、高さ	1,000mにつき1箇所以上（ただし、施工延長1,000m以下の場合は2箇所以上）
	道路工（砂利道）	幅、厚さ、延長	1,000mにつき1箇所以上（ただし、施工延長1,000m以下は2箇所以上）
暗 渠 排 水	吸水渠	布設深、間隔、延長	1圃区当たり1耕区以上の割合で、上下流端の2箇所測定
	集水渠（支線）	布設深、延長	1圃区当たり1耕区以上
	導水渠（幹線）	布設深、延長	500mにつき1箇所以上（ただし、500m以下は2箇所以上）

工種		検査内容	検査密度
農用地造成	耕土掘り起こし	耕起深	1 ha 当り 1 点以上 (ただし、1 ha 以下は 2 点以上)
	テラス (階段畑)	幅 (指定したとき)、耕起幅 (指定したとき)、側溝幅、側溝高さ (指定したとき)、法勾配、	テラス延長 1,000mにつき 1 箇所以上 (ただし、1,000m以下は 2 箇所以上)
	道路工 (耕作道)	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ (指定したとき)	1,000mにつき 1 箇所以上 (ただし、1,000m以下は 2 箇所以上)
	土壌改良	PH 測定 (指定したとき)	10ha 当り 1 箇所以上 (ただし、10ha 以下は 2 箇所以上)
	改良山成	基準高 (指定したとき)、法勾配 (指定したとき)	基準高は 1 ha 当たり 1 箇所、法勾配 1,000 m ² 当たり 1 箇所以上 (ただし、各面積以下は 2 箇所以上)
畑灌	スプリンクラー	埋設深	1 ha 当り 1 本以上 (ただし、1 ha 以下は 2 本以上)
頭首工	本体	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図の寸法標示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高、面積	施工面積 500 m ² につき 1 箇所以上 (ただし、500 m ² 以下の場合は 2 箇所以上)
ため池	堤体	基準高、堤幅、法長、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上 (ただし、100m以下の場合は 2 箇所以上)
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレ、スパン長、延長	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所以上 (ただし、5 スパン以下の場合は 2 箇所以上)
	樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレ、延長	施工延長 50mにつき 1 箇所以上 (ただし、50m以下の場合は 2 箇所以上)
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

〔備考〕

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。
- 2 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(シュミットハンマー等で確認)	
	石・ブロック積(張)工	胴コン、裏コンのてん充程度、水密性を検査する。 (必要に応じて実施する。)	天端又は法面に削孔し、注水試験を行う。 (削孔深さは、法面ではコンクリート厚さの-5cm程度、天端では1m程度とする。)	
	その他のコンクリート構造物	コンクリートのてん充程度、水密性を検査する。 (必要に応じて実施する。)	天端又は法面に削孔し、注水試験を行う。 (削孔深さは、コンクリート厚さの70%程度又は1m程度とする。)	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地を観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

別表第4 営繕工事の検査の内容

- 1 出来形の検査方法は、設計図書及び施工計画書で約束された測定項目、規格値、測定頻度及び測定方法を参考として、検査員が建物の規模に応じて検査頻度を定め、工事記録関係図書、工事写真、場合によっては実測により確認するものとする。
- 2 品質の検査方法は、設計図書及び施工計画書で約束された仕上がり状態・機能・性能・所要の状態など、具体的に記載された施工の手順とその管理について、工事記録関係図書、工事写真等により確認し、場合によっては当該品質を実測により確認するものとする。
- 3 出来ばえの検査方法は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事（密接に係る別契約の工事をいう。）との調和及び全体的美観等について、主に観察により、場合によっては実測により確認するものとする。

(1) 建築工事

検査対象		検査項目	備考
材料	品質	数量、規格及び性能が設計図書、法令等に適合していること	
仮設工事	出来形	仮設材料、仮設物	位置、規模、構造
	品質		所要の状態
土工事	出来形		基準高、締固め工法
	品質		所要の締固め
地業工事	出来形	杭地業	基準高、根入れ長さ、偏心量
		砂利地業	基準高、締固め工法
		均しコンクリート	基準高
	品質		所要の支持力 継手部の溶接
鉄筋工事	出来形	鉄筋加工	加工寸法、全長
		組み立て	かぶり厚さ、所定の位置
	品質		超音波探傷試験 鉄筋の表面が所要の状態
コンクリート工事	出来形	部材の仕上がり	位置、断面寸法（型枠精度も確認）
		コンクリートの仕上がり	平坦性、仕上げ材による精度
	品質		所要の強度、構造耐力、耐久性、耐火性 密実な表面状態（じゃんか等の有無確認）

検査対象			検査項目	備考
鉄骨工事	出来形	部材加工	加工精度	
		製品	組み立て精度	
		建て方	建て方精度	
	品質	構造耐力、耐久性、耐火性 定着部、接合部		
コンクリートブロック・ ALC パネル・押出 成形セメント板工 事	出来形	コンクリートブロック 部材の仕上がり	位置・断面寸法	
		コンクリートブロック 各部の仕上がり	平坦性	
		ALC パネル、押出成 形セメント板 部材の位置	水平位置、相互の目違い、通り	
		ALC パネル、押出成 形セメント板 部材の仕上がり	壁板：相互の目違い床板：不陸	
	品質	構造耐力、耐久性、耐火性		
防水工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	漏水が無いこと		
石工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	取付が所要の状態であること		
タイル工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	有害な浮きが無いこと		
木工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	固定、継手及び定着、仕上り面の状態		
屋根及びとい 工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	耐風圧性、振動、漏水が無いこと		
金属工事	出来形	所定の形状及び寸法		
	品質	堅固な取付、所要の仕上り状態		
左官工事	品質	所定の塗り厚、所要の状態、浮き		

検査対象		検査項目	備考
建具工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	耐風性、気密性、水密性、所定の性能 所要の耐震性	
カーテンウォール工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	仕上り状態、耐風圧性、耐震性、水密性、 気密性、耐火性、熱伸縮追従性、遮音性、 断熱性	
塗装工事	品質	仕上り面、耐久性、耐火性	
内装工事	品質	仕上り状態、不陸、床鳴り、断熱性	
ユニット及び その他の工事	出来形	材種、形状、寸法	
	品質	取り付け方法・工法・仕上り状態	
排水工事	出来形	側塊、排水枡 配水管	所定の寸法
	品質	側塊、排水枡 配水管	沈下、漏水、水がたまらないこと
舗装工事	出来形	路床、路盤、舗装、 側溝	所定の寸法
	品質	路床、路盤、舗装、 側溝	仕上がり状態、所要の状態
植栽及び屋上 緑化工事	出来形	植栽基盤、樹木	所定の状態
	品質	植栽基盤、樹木	所要の性質、状態
<p>※ 建築工事に付帯する電気・機械設備工事は（２）電気設備工事、（３）機械設備工事の内容に 準ずる。</p>			

(2) 電気設備工事

検査対象		検査項目	備考
電力設備工事 受変電設備工事	機材	① 電線、ケーブル、電線保護物類、配線器具材料及びその他工事材料等の数量、規格、性能 ② 各電気設備機器の数量、型式、構造、寸法、性能、機能	設計図書、法令等に適合していること。
電力貯蔵設備工事 発電設備工事 通信・情報設備工事 中央監視制御設備工事	施工	① 各電気設備の保安、性能及び機能に係る設計主旨・設計意図の把握状況 ② 電線、ケーブル、電線保護物類、配線器具材料等の布設・取付等の工法・施工要領、所要の状態 ③ 各電気設備機器の据付方法・要領・精度、所要の状態 ④ 仕上り状態	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
医療関係施設	試験	① 機材の単体及び施工単位での機能、性能 ② 各電気設備の単位システム毎の機能及び性能 ③ 総合的な機能及び性能	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
<p>※ 電気設備工事に付帯する仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事については、(1) 建築工事の内容に準ずる。</p> <p>※ 電気設備工事に付帯する機械設備工事については(3) 機械設備工事の内容に準ずる。</p>			

(3) 機械設備工事

検査対象		検査項目	備考
配管、保温、塗装等工事 空気調和設備工事	機材	① 配管及び配管付属品、ダクト及びダクト付属品、保温材、塗装・防錆材、その他工事材料等の数量、規格、性能 ② 各機械設備機器の数量、型式、構造、寸法、性能、機能	設計図書、法令等に適合していること。
自動制御設備工事 給排水衛生設備工事 ガス設備工事 さく井設備工事 浄化槽設備工事	施工	① 各機械設備の保安、性能及び機能に係る設計主旨・設計意図の把握状況 ② 配管、ダクト、その付属品の布設・取付の工法・施工要領、所要の状態 ③ 保温、塗装・防錆等の工法・施工要領、所要の状態 ④ 各機械設備機器の据付方法・要領・精度、所要の状態 ⑤ 仕上り状態	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
昇降機設備工事 機械式駐車場設備工事 医療ガス設備工事	試験	① 機材の単体及び施工単位での機能、性能 ② 各機械設備の単位システム毎の機能及び性能 ③ 総合的な機能及び性能	設計図書、法令等に適合していること 施工計画書に基づき施工していること
<p>※ 機械設備工事に付帯する仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事については、(1) 建築工事の内容に準ずる。</p> <p>※ 機械設備工事に付帯する電気設備工事については (2) 電気設備工事の内容に準ずる。</p>			